

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 ふくしま地域産業6次化サポートセンター長（以下「センター長」という。）は、地域産業6次化の推進を図るため、農林漁業者等、その他センター長が適当と認める者（以下「助成事業者」という）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成の対象及び助成額)

第2条 助成金は、助成事業者が、別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該助成事業者に対して交付する。

2 助成金の額は助成事業ごとに同表に掲げる助成率の範囲内でセンター長が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする者は、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付申請書（第1号様式）をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

(助成金の交付の決定)

第4条 センター長は、助成金の交付の申請があったときは、当該書類の申請及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、助成金等を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定をするものとする。

(助成金交付の条件)

第5条 助成事業の内容、助成事業等に要する経費の配分の変更（総事業費の20%以内の減額を除く）又は助成金額の増額をしようとする場合においては、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）をセンター長に提出し、承認を受けること。

2 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかにセンター長の承認を受けること。

3 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかにセンター長に報告してその指示を受けること。

(概算払)

第6条 センター長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める助成金について、概算払の方法により交付決定額の80%を上限として助成金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき助成金の概算払を受けようとするときは、ふくしま地域産業サポートセンター事業助成金概算払請求書（第3号様式）をセンター長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 センター長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業の進捗状況について助成事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 助成事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金実施状況報告書（第4号様式）をセンター長が定める日までに提出しなければならない。

3 助成事業者は、当該事業が完了したときは、速やかにふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金完了報告書（第5号様式）をセンター長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金実績報告書（第1号様式）により、事業完了の日（事業廃止についてセンター長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月28日までに、センター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、交付決定額と確定額とが相違する場合については当該助成事業者に通知する。

3 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合には、これを助成金から減額して報告しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により速やかにセンター長に報告しなければならない。

5 センター長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(助成金の交付請求)

第9条 助成事業者は、事業が完了した場合には、ふくしま地域産業6次化サポートセンター助成金交付請求書（第7号様式）を速やかにセンター長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 センター長は、助成金の交付を受けた助成事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 交付対象事業を実施しなかったとき。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 助成事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、助成金の支給に関する疑義がある場合には、福島県財務規則に基づいて処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表

事業名	助成対象経費	助成率
1 地域産業6次化ステップアップ強化事業（6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業））	県産農林水産物を活用した6次化商品の開発又は改良等に要する費用	助成対象経費の1/2以内 （ただし、助成額は100千円を下限として、1,000千円を上限とする。）
2 連携型高付加価値商品開発推進事業	農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者などの多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）が行う、県産農林水産資源を活かした新商品の開発等に関する費用	助成対象経費の3/4以内 （ただし、助成額は1,000千円を上限とする。）

第1号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付申請書(実績報告書)
令和 年度において、下記のとおり事業を実施したい(した)ので、助成金を交付して下さ
るよう申請します。(その実績を報告します。)

記

- 1 事業の目的(成果)
- 2 事業の内容
別に定める様式による。
- 3 経費の配分と負担区分

区 分	総事業費 (A+B) 円	対象経費 円	負担区分		備考
			6次化サポート センター事業 助成金(A) 円	その他(B) 円	
(事業名 を記載)					
計					

- 4 事業の着手及び完了(予定)年月日
年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名を 記載)	円	円	円	円	
その他					自己資金
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名を 記載)	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

- (1) 交付申請書にあつては予算書の写し又は予算に関する確約書
- (2) 交付申請書にあつては実施設計書（ただし、実施設計書を事業実施計画書に添付している場合は省略できる。）
- (3) 実績報告書にあつては出来高設計書（ただし、最終変更設計書（変更がない場合は当初実施設計書）と一致する場合は、一致することが証明できる書面をもって替えることができる。）
- (4) その他必要な書類

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

注2 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金変更(中止・廃止)承認申請書
下記により、令和 年度事業の計画を変更(中止・廃止)したいので、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付要綱第5条の規定により承認して下さるよう申請します。

記

1 助成金の交付決定年月日

年 月 日

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更(中止・廃止)の内容

4 経費の配分と負担区分

区分	総事業費 (A+B) 円	対象経費 円	負担区分		備考
			6次化サポート センター事業 助成金(A) 円	その他(B) 円	
(事業名 を記載)					
計					

5 事業の着手及び完了(予定)年月日

年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名を 記載)	円	円	円	円	自己資金
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名を 記載)	円	円	円	円	
計					

注1 変更計画の内容は、助成金の交付決定がなされた計画（収支予算書を含む）と容易に比較できるように二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第3号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金概算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定のあったふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金について、金 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

事業名	交付決定額		既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)	完了予定年月 日
	事業費	助成金(A)				
	円	円	円	円	円	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第4号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金実施状況報告書

令和 年度ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金の遂行状況について、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金交付決定年月日

年 月 日

2 事業遂行状況

(令和 年 月 日現在)

総事業費	出来高事業費	残事業費	完了予定年月日	備考
円	円	円		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第5号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金完了報告書

令和 年度ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金について、下記のとおり完了しましたので、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第6号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった事業について、ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

助成金の額の確定額	円
助成金の確定時における消費税仕入控除税額 (A)	円
消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額 (B)	円
助成金返還額 (B - A)	円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第7号様式

年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長

所在地
名称
代表者職氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業助成金交付請求書
令和 年 月 日付けで交付決定のあったふくしま地域産業6次化サポートセンター助成金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A-B-C)	円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。